

令和 5 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 7）

堺 市

目 次

	頁
議案第 44 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3

令和5年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和5年2月20日
堺市長 永藤英機

議案第 44 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第15条の2第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第15条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。
- (2) 社会保障審議会医療保険部会の議論の整理（令和 4 年 12 月 15 日）で、出産育児一時金の額を引き上げるべきとされたことに係る健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正を踏まえ、国民健康保険においても出産育児一時金の額を引き上げることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。

令和5年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その7）

令和5年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-22-0075